

議案第230号

大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例案

大阪市立環境科学研究所条例（昭和49年大阪市条例第76号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立環境科学研究所における手数料及び使用料については、なお従前の例による。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

環境科学研究所を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立環境科学研究所条例

(設 置)

第1条 本市に環境科学研究所（以下「本所」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大阪市立環境科学研究所

位 置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目的及び業務)

第2条 本所は、生活環境の保全を図り、もって健康の維持及び増進並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、次に掲げる業務を処理する。

(1) 調査及び研究

ア 環境保全に関する調査及び研究

イ 食生活及び家庭用品の安全性及び改善に関する調査及び研究

ウ 疾病の予防及び疫学に関する調査及び研究

エ その他環境科学に関する調査及び研究

(2) 試験、検査及び鑑定

ア 空気、水、土壌等に関する試験、検査及び鑑定

イ 食品衛生及び食品の成分に関する試験、検査及び鑑定

ウ 家庭用品に関する試験、検査及び鑑定

エ 毒性に関する試験、検査及び鑑定

オ 微生物及び血清に関する試験、検査及び鑑定

カ その他環境科学に関する試験、検査及び鑑定

(3) 研修及び指導

ア 本市関係職員等に対する環境科学に関する技術的研修及び指導

イ 環境科学に関する試験検査施設に対する技術的指導

(4) 情報の解析及び提供

ア 試験及び検査に関する情報の収集及び解析

イ 環境科学に関する情報の提供

ウ その他環境科学に関する文献及び資料の収集及び解析

(依 頼)

第3条 本市住民及び本市に事務所を有する法人、組合その他の団体（以下「本市住民及び法人等」という。）は、本所に前条第1号及び第2号に規定する事項について調査、研究、試験、検査、鑑定を依頼することができる。

2 市長が特別の事情があると認めるときは、前項以外の者に対しても、前項に掲げる事項の依頼に応ずることがある。

(手数料)

第4条 前条の規定により依頼しようとする者は、次に掲げる金額の範囲内で市長が定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 調査又は研究 1件 100,000円

(2) 試験、検査又は鑑定 1件 180,000円

2 特殊な設備又は過大な費用若しくは手数を要するため前項各号の規定により難しい場合の手数料については、その都度市長が定める。

3 前条の規定により依頼をした者が当該依頼事項に係る証明書の交付を請求するときは、1通につき1,000円以内で市長が定める額の手数料を納付しなければならない。

(施設の使用及び使用料)

第5条 市長は、適当と認める者に対し、研究室その他の施設を使用させることができる。

2 前項の規定により施設の使用を認められた者（以下「使用者」という。）は、次の範囲内で市長が定める使用料を納付しなければならない。

(1) 研究室 1月 33,000円

(2) その他の施設 1回 7,300円

3 使用者が会費その他これに類する料金を徴収するときは、前項に定める金額の10割増の範囲内において市長が定める使用料を納付しなければならない。

4 設備の使用について特別の材料又は費用を要する場合は、第2項に定める金額のほか、実費を徴収する。

(本市住民及び法人等以外の者の手数料等)

第6条 本市住民及び法人等以外の者が、第3条第2項に基づく依頼又は第5条第1項の施設の使用を認められたときは、第4条の規定に基づく手数料又は第5条第2項及び第3項に基づく使用料の3割増の範囲内において市長が定める手数料又は使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料等の納付)

第7条 手数料及び使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第8条 市長が特別の事由があると認めるときは、手数料又は使用料を減免することができる。

(手数料等の還付)

第9条 既納の手数料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(図書の閲覧)

第10条 本所所蔵の図書は、本所の業務に支障のない限り、公衆の閲覧に供する。

(賠償責任等)

第11条 設備の使用者その他入所者が、建物、設備その他の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

3 本所の設備の使用により、又はこの条例に基づく処分により生じた損害については、本市は特別の事由がある場合を除くほか、その責を負わない。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。